

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令参照条文

目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）

（保安規定）

第十二条（略）

25（略）

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（核物質防護規定）

第十二条の二（略）

2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（使用前検査）

第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設の工事（次条第一項に規定する加工施設であつて溶接をするもの）の溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2（略）

- 3 原子力規制委員会は、第一項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。
- 4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に通知しなければならない。（施設定期検査）
- 第十六条の五 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。
- 2 （略）
- 3 原子力規制委員会は、第一項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、機構に行わせるものとする。
- 4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に通知しなければならない。（設置の許可）
- 第二十三条 原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 四 （略）
 - 五 原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
 - 六 八 （略）
- （変更の許可及び届出等）
- 第二十六条 原子炉設置者は、第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。
- 2 四 （略）
- （設計及び工場の方法の認可）
- 第二十七条 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工場の方法（第二十八条の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。
- 2 原子炉設置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工場の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請に係る設計及び工場の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。
 - 一 第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
 - 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 4 原子炉設置者は、第一項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工場の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変

更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(使用前検査)

第二十八条 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子炉施設の工事（次条第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするもの）の溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用してはならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査（発電用原子炉に係るものに限る。）について準用する。

(溶接の方法及び検査)

第二十八条の二 原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める原子炉施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する原子炉施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

(施設定期検査)

第二十九条 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査は、その原子炉施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査（発電用原子炉に係るものに限る。）について準用する。

(保安規定)

第三十七条 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があるとき、原子力

設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十七条第五項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第四十三条の二 原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(施設定期検査)

第五十一条の十 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

2 (略)

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(特定原子力施設の指定)

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。)

を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状態に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2 (略)

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。

(実施計画)

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 (略)

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 (略)

(特定原子力施設の特例)

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。(事務規程)

第六十五条 機構は、検査等事務(次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。)に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、当該各号に定める大臣又は委員会(以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。)に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条の三第三項(第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。)
及び第六十六条の五第三項(第二十九条第三項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。)
に規定する検査に関する事務の一部 原子力規制委員会

二(五) (略)

2 主務大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 事務規程で定めるべき事項は、主務省令(主務大臣の発する命令をいう。次条において同じ。)で定める。
(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。次項において同じ。)を定めることができる。

2 (略)

(罰則)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・一の二 (略)

二 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の三第一項の規定に違反した者

三 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第三項又は第五十六條の三第三項の規定による命令に違反した者

四 第十二條第六項(第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第六項、第五十六條の三第六項又は第六十四條の三第八項において準用する場合を含む。)
の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四の三 第十二條の二第三項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)
の規定による命令に違反した者

四の四 第十二條の二第六項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)
の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 五〇七 (略)
- 八 第十六条の五第一項、第二十九条第一項、第四十三条の十一第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 八の二〇九の二 (略)
- 十 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者
- 十一 (略)
- 十二 第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項若しくは第四項の規定に違反して原子炉施設を使用した者
- 十三〇三十二 (略)